

関 係 資 料

平成 17 年 3 月 4 日

金 融 庁

平成 17 年 1 月 28 日

企業会計審議会

企業会計審議会 総会の開催について

企業会計審議会（会長 加古 宜士 早稲田大学教授）は、本日総会を開催し、別紙のとおり、今後の運営方針を決定いたしました。

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1
金融庁総務企画局内 企業会計審議会事務局
TEL 03-3506-6000
担当 多賀谷（3657）・村田（3672）
FAX 03-3506-6266
（インターネットホームページ <http://www.fsa.go.jp>）

平成 17 年 1 月 28 日

企業会計審議会の今後の運営について

企業会計審議会においては、以下の審議事項を取り上げることとし、このため所要の部会を編成するものとする。

(1) 企画調整部会（部会長 加古 宜士 早稲田大学教授）

EUにおける同等性評価や会社法現代化の動向等を踏まえ、審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行う。

(2) 監査部会（部会長 山浦 久司 明治大学教授）

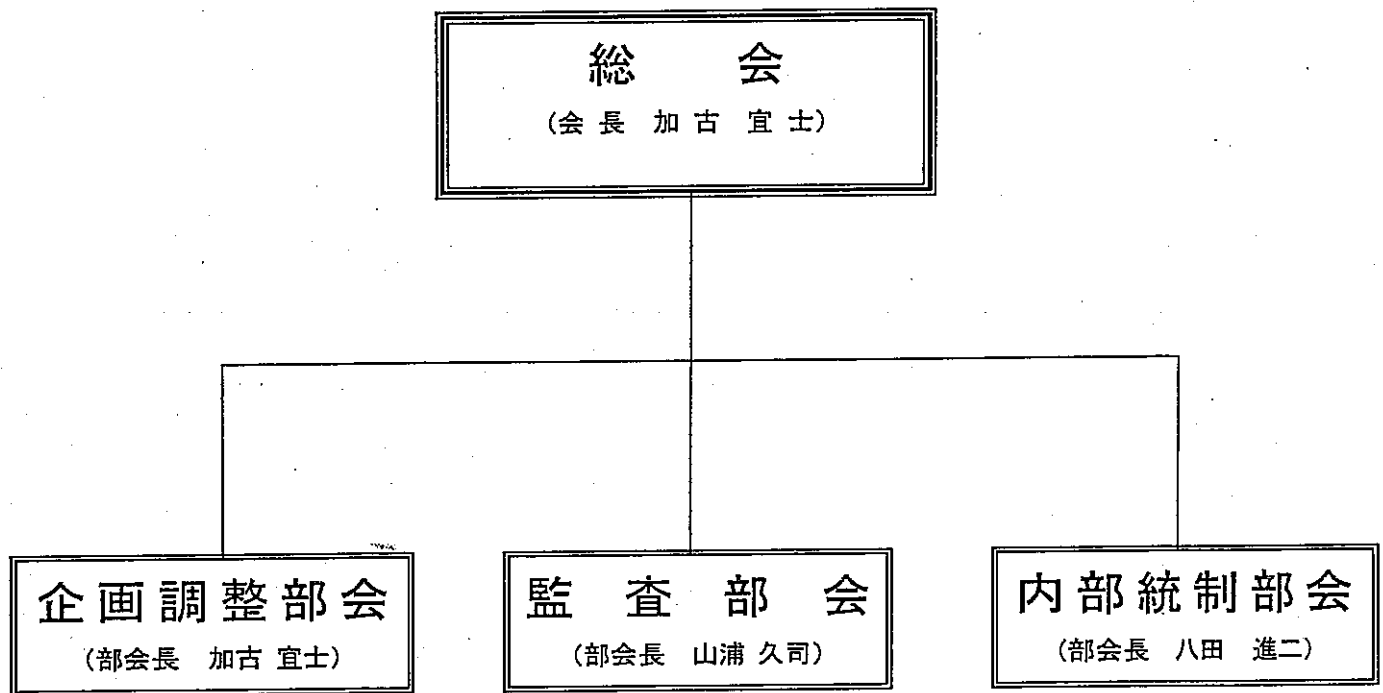
監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進める。

また、金融審議会における四半期開示をめぐる議論の動向を踏まえ、必要に応じ、四半期レビュー基準の策定を行う。

(3) 内部統制部会（部会長 八田 進二 青山学院大学教授）

財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準について策定を行う。

企業会計審議会の組織図



企 業 会 計 審 議 会 名 簿

(平成 17 年 1 月 16 日現在)

	氏 名	現 職
会 長	加 古 宜 士	早稲田大学教授
委 員	荒 谷 裕 子	法政大学教授
	岩 原 紳 作	東京大学教授
	引 頭 麻 実	大和証券 SMBC(株)事業調査部部長
	黒 川 行 治	慶應義塾大学教授
	小 林 麻 理	早稲田大学教授
	柴 田 拓 美	野村証券(株)取締役専務執行役
	島 崎 憲 明	住友商事(株)取締役専務執行役員
	関 哲 夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	銭 高 一 善	(株)銭高組代表取締役社長
	竹 内 佐 和 子	東京大学 MOT(技術経営)教官
	友 永 道 子	公認会計士
	永 井 知 美	(株)東レ経営研究所アナリスト
	長 友 英 資	(株)東京証券取引所常務取締役
	八 田 進 二	青山学院大学教授
	平 松 一 夫	関西学院大学学長
	八 木 和 則	横河電機(株)取締役専務執行役員
八 木 良 樹	(株)日立製作所取締役	
山 浦 久 司	明治大学教授	

〔平成16年12月24日〕
金融庁

ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について

10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことを受け、金融庁では、本年11月16日、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」をとりまとめ公表した。その後、約1ヶ月が経過した、この機会をとらえ、これまでの作業の進捗状況や全開示企業による自主的点検の回答状況等を踏まえ、今般、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）」をとりまとめ、公表することとした。金融庁においては、以下の方策を、引き続き強力に推進していくものとする。

（中略）

3. 開示制度の整備

本日とりまとめられた金融審議会第一部会報告を踏まえ、以下の対応を行う。

(1) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査

現在任意の制度として導入されている経営者による確認書制度の活用を促すとともに、経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請し、当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化につき検討する。

（中略）

4. 公認会計士等に対する監督

(1) 会計監査をめぐり最近の非違事例等を踏まえ、審査体制、業務管理体制など監査法人の内部統制に重点を置いた公認会計士・監査審査会によるモニタリング及び立入検査を実施する。

また、公認会計士・監査審査会は、引き続き、①個人会計士が行う監査が品質管理という観点から問題を生じていないか、②長期間監査を継続している監査人について、独立性、品質管

理の観点から問題を生じていないか等に留意したモニタリング等を実施する。

- (2) 会計監査をめぐる最近の非違事例やモニタリングの結果等を踏まえ、監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上等に向けて、監査基準や実務指針の見直しなど所要の検討を企業会計審議会及び日本公認会計士協会に要請する。

(略)

国際監査基準 (ISA) をめぐる動向

1. 「国際監査・保証基準審議会」(IAASB) と「国際監査基準」(ISA) について

世界の会計士団体の国際組織である「国際会計士連盟」(IFAC) の「国際監査実務委員会」(IAPC) は、1980年代から監査の国際的基準 (ISA) の策定作業を行ってきた。2002年4月には、IFACの組織改革の中で、「国際監査・保証基準審議会」(IAASB) として再編された。18名の理事からなる IAASB の理事会で ISA の策定・承認を行っている。

(注1) IAASB には、山浦久司教授 (企業会計審議会委員) がオブザーバーとして参加している。

(注2) 「公益監視委員会」(PIOB) の設立: IFAC による ISA 等の基準設定活動に対して、公益の観点から監視を行う機関である公益監視委員会 (PIOB) の設立が検討されている。

2. 「国際監査基準」(ISA) をめぐる動向について

(1) 欧州における「国際監査基準」(ISA) の採用の動向

欧州委員会 (EC) が、2004年3月に公表した「欧州連合 (EU) における法定監査に関する指令案」では、EC が採択する国際的監査基準 (international auditing standards) に従って法定監査が行われるべきとしており、ISA の採用の条件として①国際的に一般的に認められており、かつ適正なデュープロセス、公的監視および透明性をもって整備されること、②高水準の信頼性を提供すること、③欧州の公共のためになること、が挙げられている。欧州における ISA の適用は 2007 年以降になると見込まれている。

(2) 「国際監査・保証基準審議会」(IAASB) での検討項目

- ①最近導入された基準: 「企業とその環境の理解及び重要な虚偽表示リスクの評価」、「評価したリスクに対応する監査人の手続」等
- ②現在検討されている主な事項: 「クラリティー (ISA の記載内容の明確化等)」、「監査調査」等
- ③今後の検討項目としては、「内部統制に関する報告」が策定計画案に盛り込まれている。

11月8日付

プロジェクト・タイムテーブル

	タイトル	Status	2004年 12月	2005年 3月	2005年 6月	2005年 9月	2005年 12月	2006年 3月	2006年 6月	ISAの 適用日
1	財務諸表監査を律する目的及び原則 Objective and General Principles Governing an Audit of Financial Statements (ISA200)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
2	企業とその環境の理解及び重要な虚偽 表示リスクの評価 Understanding the Entity and Its Environment and Assessing the Risks of Material Misstatement (ISA315)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
3	評価したリスクに対応する監査人の手続 The Auditor's Procedures In Response to Assessed Risks (ISA330)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
4	監査証拠 Audit Evidence (ISA500)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
5	財務諸表監査における品質管理 Quality Control for Audits of Historical Financial Information (ISA220)	Final								2005年6月15日以後開始事業年度
6	事務所における品質管理 Quality Control for Firms That Perform Audits and Reviews of Historical Financial Information, and Other Assurance and Related Services Engagements (ISQC1)	Final								2005年6月15日までに構築
7	財務諸表監査における不正への対応 The Auditor's Responsibility to Consider Fraud in an Audit of Financial Statements (ISA240)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
8	監査計画 Planning (revised ISA 300)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
9	監査報告書 Auditor's Report (revised ISA 700)	Current project	Issue Final							—
10	クラリティー (ISA の記載内容の明確化 等) Clarity of IAASB Standards	Current project		Full Review	Issues Final					—

	タイトル	Status	2004年 12月	2005年 3月	2005年 6月	2005年 9月	2005年 12月	2006年 3月	2006年 6月	ISAの 適用日
11	会計上の見積り Accounting Estimates (revised ISA 540)	Current project	Issue ED			Full Review	Issue Final			—
12	監査上の重要性 Audit Materiality (revised ISA 320)	Current project	Issue ED			Full Review	Issue Final			—
13	監査調書 Documentation (revised ISA 230)	Current project			Full Review	Issue Final				—
14	コミュニケーション Communication (revised ISA 260)	Current project	Issue ED			Full Review	Issue Final			—
15	関連当事者 Related Parties (revised ISA 550)	Current project		First Read	Issue ED			Full Review	Issue Final	—
16	特殊目的の監査報告書 Auditor's Report on Special Purpose Audit Engagements (revised ISA 800)	Current project	First Read	Issue ED			Full Review	Issue Final		—
17	グループ・オーディット(連結財務諸表 監査等) Group Audits (revised ISA 600 and new IAPS)	Current project	Second Read- Re-ED	Issue Re-ED			Full Review	Issue Final		—
18	限定意見等に関する監査報告書 Modifications to the Auditor's Report (new ISA 701)	Current project	First Read	Issue ED			Full Review	Issue Final		—
19	経営者による確認書 Representations (revised ISA 580)	Current project		Issues Paper	First Read	Issue ED			Full Review	—
20	中間財務情報のレビュー Review of Interim Financial Information (new ISA)	Current project		Issues Paper	First Read	ED / Re-ED			Full Review	—
21	IAASBのデュープロセス Due Process	Current project		Full Review / Issue Final						—
22	コンフォート・レター Comfort Letters	Current project								—
23	アクション・プラン IAASB 2005-2006 Action Plan	Current project	Discussion	Approval						—
24	コンバージェンス Convergence (Policy Statement)	Current project								—

金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける 審議項目

開示制度をめぐる論点項目

1. 基本的な考え方

近年、開示制度は大幅に改善されてきている。一方で、

- ① 開示制度が全体として真に体系的・合理的なものになっているか
- ② 開示に対する信頼が真に定着しているか
- ③ 開示制度が真に使い勝手のよいものとなっているか

との指摘。近年のあゆみを点検し、今後の進むべき方向を幅広く検討していく必要。

2. 論点

(1) 開示制度の体系化・合理化

○ 四半期開示の制度化

- ▶ 東証等において四半期開示が進んでいる中、四半期開示を証券取引法上、制度化することの是非についてどう考えるか。
- ▶ 仮に制度化とした場合、これに併せて検討しておくべきことがあるか。仮に制度化しないとした場合、現行の開示について改善を検討しておくべきことがあるか。
- ▶ 上記に関連して、有価証券報告書等の証券取引法上の開示と取引所ルールに基づく開示との役割分担をどう考えるか。

○ 証券取引法の開示規定の再編

- ▶ 現行の開示制度は性質の異なる有価証券に対して基本的には単一の枠組みを当てはめ、その中で生じてくる実務的な不都合等に個別に対応するという結果になっているとの指摘がある。ファンドなどをはじめとした有価証券の範囲の拡大、多様化等の状況にかんがみ、有価証券をその性質や流通性等に応じて分類し、その分類ごとにふさわしい開示手続、開示内容等のあり方を検討し、必要があれば改めて法的な整理を行っておくことの必要性についてどう考えるか。

(2) 開示に対する信頼・実効性確保

○ 内部統制の健全性確保と適切な会計監査

- ▶ 企業における内部統制の十分な健全性確保に向けてどのような具体的な方策が考えられるか。
- ▶ 内部統制リスクを含むリスクの的確な評価と監査手続・監査時間の適切な選択に向けてどのような具体的な方策が考えられるか。

○ IR活動及びアナリスト機能の強化と公正な開示

- ▶ 企業情報が専門化、複雑化する中、個人投資家等への適切な投資情報の提供との観点から、IR活動やアナリスト機能の強化等についてどう考えるか。
- ▶ 一方で、公正な開示を確保していく観点から、例えばアナリスト等の中立性確保や米国で導入されているフェア・ディスクロージャー規制（重要情報の選択的開示の禁止）等についてどう考えるか。

(3) 「使い勝手のよい」開示制度

○ 規制改革等の推進

- ▶ 投資判断に必要な情報を的確に投資家に提供することを前提としつつ、開示制度の利便性を高めるとの観点から、現行制度に改善・工夫の余地がないか。

○ 開示手続の電子化

- ▶ 本年6月から有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類はEDINETによる提出が義務づけられているが、EDINETによる提出の義務付け範囲の拡大、EDINETの今後の機能拡充についてどう考えるか。
- ▶ 財務情報を標準化し作成・流通・利用を容易にするコンピュータ言語であるXBRLを将来的にEDINETにも導入することについてどう考えるか。これに向けて、適切なタクソノミー（電子的ひな形）の策定など、XBRLの普及に向けた関係者の努力をどのように促していくか。

3. 審議の進め方

上記の論点については、専門的、実務的な観点からの検討が必要であると考えられることから、まず、ディスクロージャー・ワーキング・グループにおいて審議し、その結果を踏まえて第一部会で審議する（審議は、年度内のできるだけ早い時期に取りまとめることを念頭に進める。）。

(以 上)

平成16年12月17日
金 融 庁

監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について

1. 学校法人東北文化学園大学(宮城県仙台市)に係る私立学校法に基づく財産目録監査(平成9年8月)及び私立学校振興助成法に基づく監査(平成11年度～平成13年度)に関し、当該監査証明を行った[監査法人]及び当該監査証明に係る[業務執行社員]に対し、本日、以下の懲戒処分等を行った。

○[監査法人] 戒告処分

○[公認会計士] 平成16年12月26日から平成17年6月25日までの6か月の業務の停止

2. なお、[監査法人]に対しては、公認会計士法第49条の3第1項の規定に基づき、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営について、対応策等に係る報告を求めることとする。

(事案の概要)

1. 平成11年4月に開設された当該大学は、架空の寄附等を偽装することにより学校法人の負債を隠蔽等した財産目録を添付して文部省（当時）に認可申請し、認可を受けている。

また、平成11年度以降の各会計年度において、多額の負債を除外した会計帳簿を別途作成し、これに基づき作成した計算書類を日本私立学校振興・共済事業団に提出し、私立学校振興助成法に基づく補助金を受給した。

2. 当該監査法人の行った当該大学に係る私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく監査証明について、当庁の調査の結果、以下の問題点が認められた。

(1) 私立学校法に基づく設置認可申請に係る財産目録監査（平成9年8月）

○ 現物寄附に係る確認手続の問題

設置財源に占める寄附の割合が極めて高いにもかかわらず、

・現物寄附に係る確認を領収書等ではなく見積書等で実施し、大学がリース取引で取得したものと事実気がつかなかった。

・車両など登録等が行われる物品について、車検証等の登録名義の変更を確認せず、架空寄附に気がつかなかった。

○ 土地売却益の妥当性の検証手続の問題

取得後半年で取得価額の2倍以上の金額で売却している土地取引について、売買価格の妥当性や相手先などの追加的検証を行わず、本取引に係る売却収入の財産目録への計上を容認することとなった。

(2) 私立学校振興助成法監査（平成11年度～平成13年度）

○ 預金口座の残高等確認手続の問題

残高確認等のための取引先銀行に対する確認状の投函を大学側に依頼し、また、大学側から提示された預金通帳のコピーでのみ確認したため、確認状やコピーの改ざんを許すこととなった。

○ 税務関係書類の確認手続の問題

大学は、租税特別措置法の規定に基づき、借入債務が計上された計算書類を税務当局に提出していたが、関与社員は、同法の規定を承知しておらず、2種類の計算書類が作成されていたことを把握できなかった。

○ 監査意見表明に当たっての審査の問題

平成11年度は、監査実務指針に違反して審査を受けずに監査意見を表明した。

また、平成12年度以降においても、要注意点について深度ある審査が行われたとは認められない。

(3) 業務管理体制の問題

- ① 監査手続の内容が十分に判断できないなど監査調書作成の不備が認められる。
- ② 平成9年度の計算書類に係る監査調書を合併後の事務所移転の際等に紛失した。
- ③ 意見対立等により監査契約が中途解除された場合に、監査契約について本部審査等を受けることが求められているが、関与社員は審査等を受けず、また、監査法人もそうした事実を把握できる体制になっていない。

3. 以上のことから、当該監査法人は、公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）による改正前の公認会計士法第34条の2第1項第2号及び第3号に規定する「社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものとして証明したとき」及び「監査法人の業務の運営が著しく不当と認められるとき」に該当すると認められる。

また、当該監査証明に係る業務執行社員であった当該関与公認会計士は、同じく公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）による改正前の公認会計士法第30条第3項において準用する同条第2項に規定する「相当の注意を怠り、重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものとして証明した場合」に該当すると認められる。

平成17年1月25日

金 融 庁

監査法人の処分等について

1. 株式会社あしぎんフィナンシャルグループ及び株式会社足利銀行に係る監査証明（平成15年3月期決算及び平成15年9月中間決算）に関し、公認会計士法に基づく調査を行った結果、当該監査証明を行った[監査法人]について、①地方事務所に対する審査体制及び指導・教育体制の不備、②監査調書作成等に係る業務管理体制の不備が認められた。
2. このことは、公認会計士法に規定する「監査法人の運営が著しく不当と認められるとき」に該当すると認められ、本日、[監査法人]に対し、戒告処分を行った。
3. なお、[監査法人]に対しては、公認会計士法第49条の3第1項の規定に基づき、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営について、対応策等に係る報告を求めることとする。

(参考)

(1) 地方事務所に対する審査体制及び指導・教育体制の不備

平成15年3月期決算について、①貸倒引当・償却の妥当性の検証が、監査リスクの高いものとして監査計画に、重点項目とされていた、また、②監査法人が監査を行っている全国の地銀、第二地銀等の監査や金融検査の状況が監査法人本部において集約可能であった等にもかかわらず、監査意見表明に当たっての審査は地区審議会で終了し、本部審議会に付議されていない。また、審査の過程でどのような判断の下にそのような処理が行われたかを示す十分な記録が残されていない。

監査法人本部は、監査法人が監査を行っている全国の地銀・第二地銀の監査や金融検査の状況等を知り得る立場にあり、監査法人本部において事案を的確に管理し、集約した情報を関連した地方事務所に伝達し、適切な指示を行うなり本部審議会で検討していれば、平成15年3月期における貸倒引当・償却に係るいくつかの監査上の問題点につき、より深度ある監査を行うことが可能であったものと認められる。

以上のことは、監査基準で定められている「監査の質の管理」に抵触するものと認められる。

(2) 監査調書作成等に係る業務管理体制の不備

平成15年3月期及び平成15年9月中間決算について、監査証明業務を執行した関与公認会計士が作成した監査調書には、監査の内容、判断の過程や結果が十分に記載されていないなどの不備が認められる。このことは、監査基準で定められている「監査調書の記録保存」に抵触すると認められ、監査法人はそうした状態を看過していたものであり、監査法人の業務管理体制には不備があるものと認められる。

最近の事例等を踏まえた論点

- 監査の受託の可否に関する意思決定、監査人の適格性の判断、その他、監査法人として、個々の監査事案を管理する体制の整備に関し、監査基準において明確にする必要がないか。
- 監査に必要な情報や技法を蓄積し、被監査会社の業態や経営状況に応じて、的確に情報を伝達するとともに、適切な指示や指導を行う仕組みを整備することについて、監査基準において明確にする必要がないか。
- 監査基準において監査意見の表明に当っては審査を受けることとされているが、監査法人としての的確な審査を行うことを明確にする必要がないか。例えば、監査上のリスクの大小に応じて然るべきレベルの審査が的確にされるようなルールや、見積りの要素が多いなど判断に慎重さを要する場合には、関与会計士の判断に関わらず審査にかけられるようなルールを整備する必要がないか。また、審査内容及びその結論についても、審査を行った者が調書に記載することを明確化する必要がないか。
- 監査基準では、監査の判断の過程や結果を記載することとされているが、これを徹底するため、監査法人として監査調書の記載に関する審査及び管理体制を整備する必要がないか。
- 監査人の交代において、前任者と後任者との引継ぎを両者に対して義務づけることを、監査基準で明確にする必要がないか。